

奥久慈国有林の地域別の森林計画書
第3次変更計画
(変更部分のみ)

(奥久慈森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

関東森林管理局

奥久慈国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

現計画では後半5年分に計画していた溪間工を、地域の安全、安心を確保するため、前半5年分の計画に振り替え復旧を促進することとし、「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

II 計画事項

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域（林班）		うち前半 5年分		
棚倉町	1、2、3、11、13、14、18、20、27、 28、29、30、31、34、36、38	16	3	溪間工 山腹工	
矢祭町	58、60、62、66	4	—	溪間工 山腹工	
埴町	42、43、46、52、53、56、57	7	2	溪間工 山腹工	
合計		27	5		